

保護者様

五泉市立 幼稚園長

感染症による出席停止について

お子さんは、他の園児に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止します。医師の登園許可があるまでは幼稚園を休ませてください。

なお、登園する際には、下記の証明書を幼稚園へ提出してください。

◆ 幼稚園で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	幼稚園感染症	出席停止のめやす
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹	熱が下がって 3 日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	5 風疹	発疹が消えるまで
	6 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	7 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって 2 日を経過するまで
	8 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	9 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	10 流行性角結膜炎	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	11 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	

主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

登園許可証明書

組氏名 さん

診断名〔 〕	
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登園しても差し支えありません。	
初診日	平成 年 月 日
登園しても良いと認められる日	平成 年 月 日
平成 年 月 日	医療機関名